

静岡県立浜松東高等学校
『いじめの防止等のための基本的な方針』

目次

1	組織の設置	1
2	いじめ問題に関する基本的な考え方	1
3	未然防止	2
(1)	良好な人間関係づくりを促す行事の推進	2
(2)	地域と連携した教育活動の推進	2
(3)	生徒や保護者が相談しやすい体制の構築	2
(4)	規範意識を高める教育の推進	2
(5)	講演会や研修会の開催	2
4	早期発見	3
(1)	生徒の実態把握	3
(2)	相談体制の整備	3
(3)	いじめ防止及び早期発見にかかる年間計画	3
5	早期対応	4
(1)	いじめられた生徒に対して	4
(2)	いじめられた生徒の保護者に対して	4
(3)	いじめた生徒に対して	4
(4)	いじめた生徒の保護者に対して	4
6	対応手順	5
(1)	いじめ発生時の初期対応	5
(2)	重大事態への対応	6
(3)	SNSを介したいじめ発生時の初期対応	7
7	出席停止・転学退学措置について	8

はじめに

本校は、校訓『学ぶ術を学ぶ』のもと、自立心と思いやりの心を持ち、地域や社会の発展に貢献できる人材の育成を教育目標として掲げている。本校に在籍する生徒は、次世代の地域を支えていく欠くことのできない人材として、一人ひとりが自らの夢や志の実現のため、安全で安心できる学習環境と充実した学校生活を送る権利を持っている。そのためには、自分と他者が互いの人格や人権を尊重し、教職員とともに安全・安心で充実した学習環境を形作る責務がある。

この基本方針では、『いじめ防止対策推進法』（以下「法」とする）に基づき、本校におけるいじめの防止や早期発見のため、組織や体制、重大な事態が発生した時の迅速かつ適切な対処法について定める。

1 組織の設置

本校では、いじめを未然に防止するとともに、いじめに対して早期の段階で速やかに対応するため、いじめの防止等対策委員会を設置する。

(1) 委員会の構成

当委員会は、◎校長、副校長、○教頭、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。また、学年主任、生徒課職員、担任や部活動顧問等、関係職員を事案に応じて加える。

また、いじめに対する指導・助言には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることを認識し、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察関係者等を必要に応じて加えていく。

(2) 委員会の役割

本校における「いじめの防止等のための基本的な方針」の見直しや、基本方針に基づく取組の推進役を担う。

ア いじめの疑いに関する情報等を収集・記録し、これを共有する。

イ いじめの疑いに関する情報があった場合、事実確認とその対応について協議し、関係生徒への聞き取りや保護者への連絡、関係機関等との連携など適切な対処方法について指示する。

ウ 重大事態が発生した場合、校長のリーダーシップのもと、事実確認、被害生徒及び保護者に対する情報提供、県教育委員会への報告等、事態対処の中心的な役割を担う。

2 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめとは、『生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含

む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの』(いじめ防止対策推進法第2条)をいう。いじめの具体的な表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることにも気をつけて、いじめであるか判断する際に、『心身の苦痛を感じているもの』だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。

3 未然防止

本校では、自立心と思いやりの心を持った生徒が、互いの個性や特性を認め合う中でのびのびと自分を出せる集団づくりをすることが、いじめの防止につながると考えている。また、担任や部活動顧問をはじめとする教員と生徒との信頼関係づくりもいじめ防止に有効と考える。さらにはいじめ防止に対する意識を高めるため、生徒の規範意識を高める教育を実施する必要があると認識している。

そのため、次のような取組を行う。

(1) 良好な人間関係づくりを促す行事の推進

学校内のすべての活動を通して、生徒同士が切磋琢磨し、物事を成し遂げるために必要な良好な人間関係を育むことを促進する。

(2) 地域と連携した教育活動の推進

保育・交流体験実習にて子供たちと接する中で、命の大切さと思いやりの心を育む。また、様々なボランティア活動では、より多くの生徒が社会に貢献しようとする心を深めていけるよう支援する。それらの活動では、社会生活において欠くことのできない他者を大切に思う・考えるマナー等も学ぶ。

(3) **生徒や保護者が相談しやすい体制の構築**

生徒や保護者と定期的に行う面談、並びに教育相談やスクールカウンセラーの活用を通して、個別に対応する機会を設ける。

(4) **規範意識を高める教育の推進**

学校におけるすべての活動を通して、生徒一人ひとりが人間として大切にされているという実感を持ち、自己や他者を尊重しようとする感覚や意思を育て、社会人として最低限必要な基本的な生活態度や知識を身に付けるよう指導するとともに、生徒自身が主体的に考えるための活動の場を提供する。

(5) **講演会や研修会の開催**

講演会などの実施を、生徒の人格形成の一助としていく。また、教職員を対象に実施する校内研修の中で、人権やいじめ防止につながる題材をとりあげるなど、教職員の資質向上に努める。

4 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所、手段で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。

本校では、いじめの認知が対策のスタートラインであることをふまえ、できる限り初期の段階での認知に努めるとともに、些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で関わって適切に対応するため、次のような取組を行う。

(1) **生徒の実態把握**

生徒に対する日常的な観察、保護者との緊密な連携を基盤に、4月・9月の面接週間、7～8月の三者面談、保健厚生課が実施する生徒アンケート等を通じ、生徒の実態把握に努める。

また、その特性によって特に配慮が必要な生徒に対して、適切な支援及び指導が行われるように実態把握を丁寧に行う。

(2) **相談体制の整備**

全職員が相談窓口になるが、教育相談担当や養護教諭が必要に応じて関わる教職員間の連携体制を整備する。教育相談については、月一回発行の『保健だより』等を通じて必要な情報を生徒や保護者に提供する。また、スクールカウンセラーが月二回本校を訪問し、生徒や保護者の相談に応じ、学校が必要と考えた場合は、それ以外にもスクールカウンセラーによる面談機会を設ける。

(3) いじめ防止及び早期発見にかかる年間計画

月	内 容	備 考
4月	面接週間・人間関係プログラム・職員研修	防止・早期発見
5月	人間関係プログラム	防止
6月	生徒アンケート（心身の状況調査といじめ調査）・浜東祭	防止・早期発見
7月	球技大会・三者面談	防止・早期発見
8月	三者面談の実施・職員研修	防止・早期発見
9月	面接週間教育活動を円滑に行うための生徒の実態調査（教員対象）	防止・早期発見
10月	体育大会生徒アンケート（心身の状況調査といじめ調査）	防止・早期発見
11月	校外学習（1年）、修学旅行（2年）、遠足（3年）	防止
12月	球技大会	防止
1月		
2月	学校運営協議会（聴取）	防止
3月	P D C Aの実施（年度の振り返り）	防止

5 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1) いじめられた生徒に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

(2) いじめられた生徒の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに保護者に連絡し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(3) いじめた生徒に対して

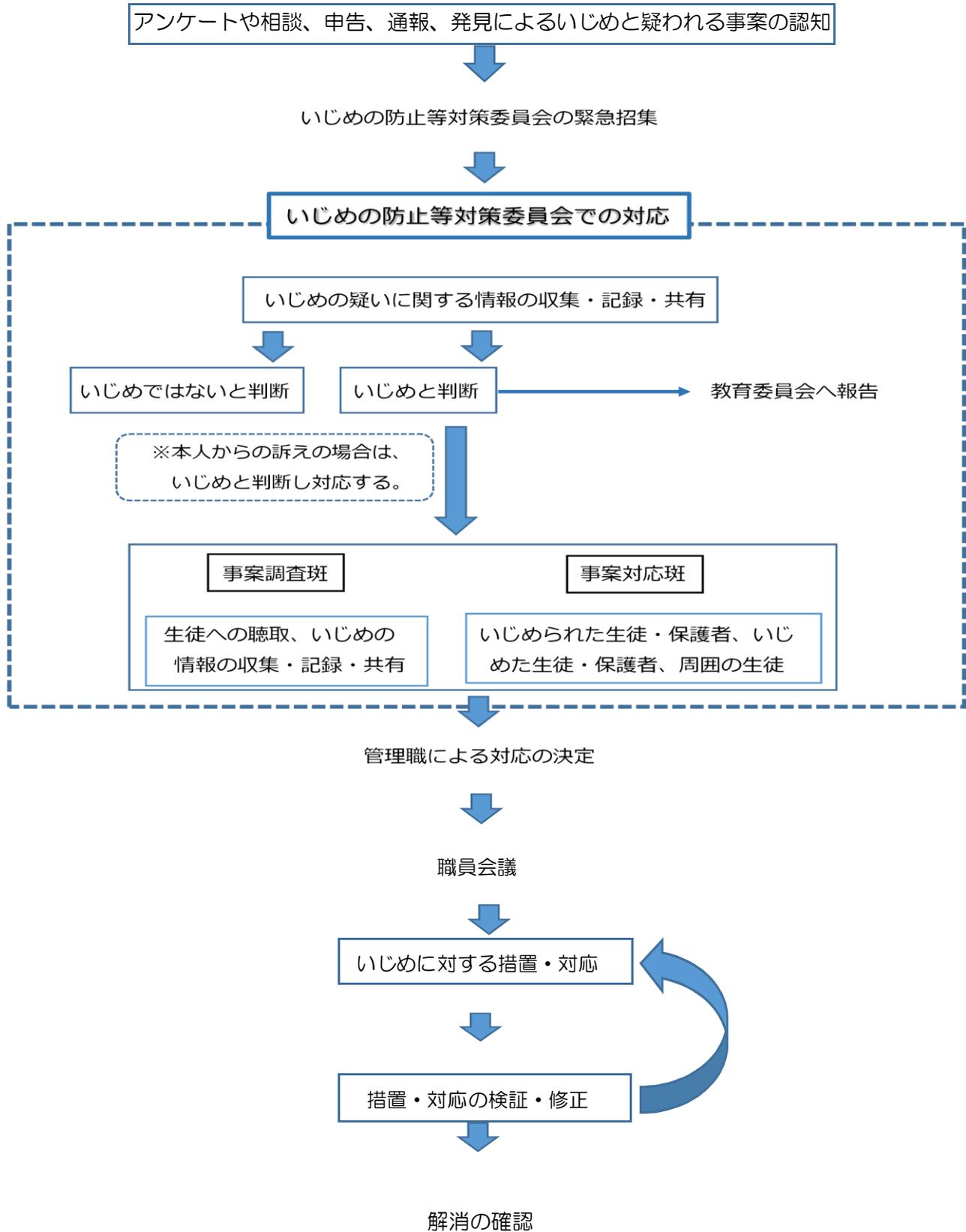
- ・いじめを行った事実の確認とともに、いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

(4) いじめた生徒の保護者に対して

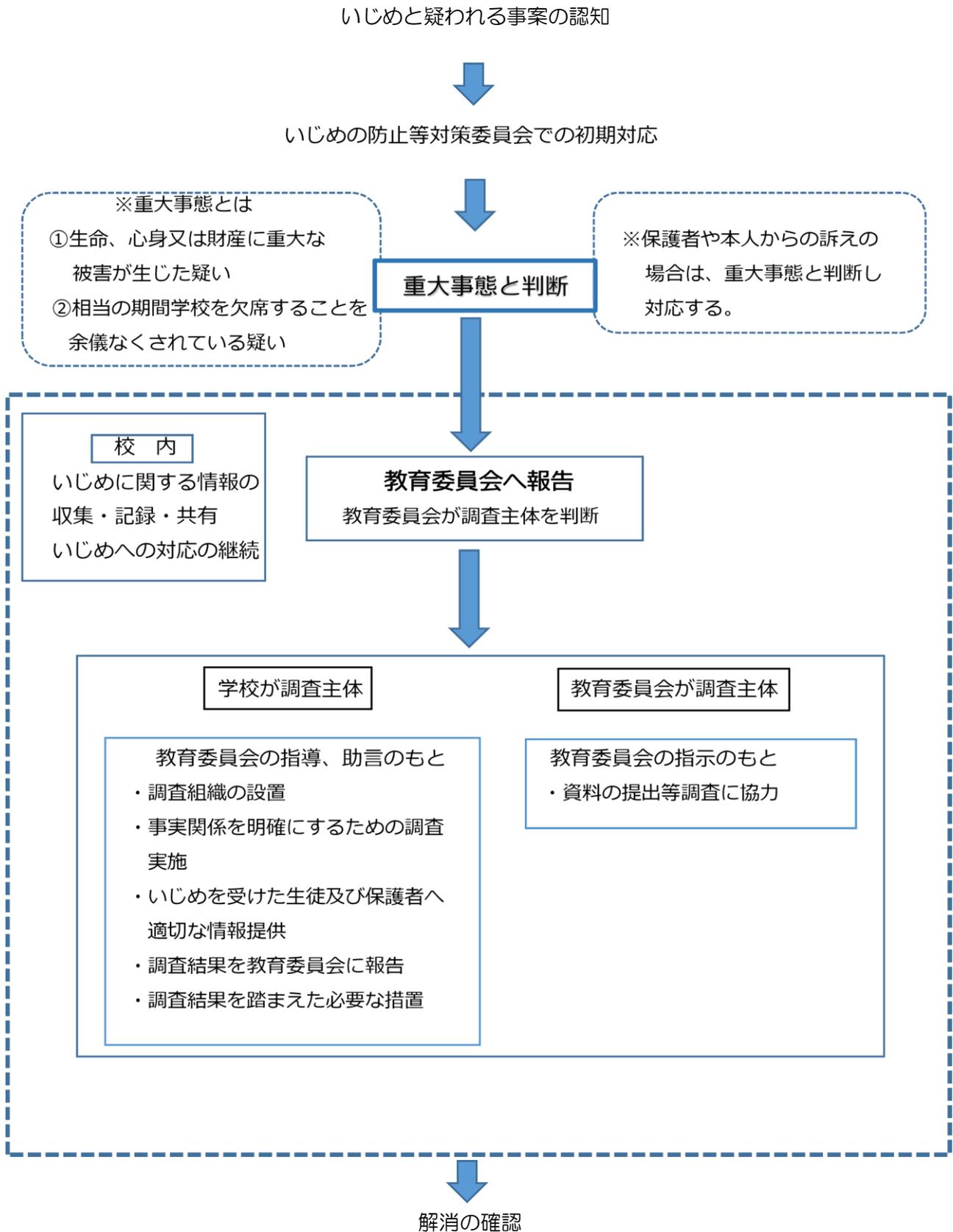
- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、自尊感情を支え、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

6 対応手順

(1) いじめ発生時の初期対応



(2) 重大事態への対応



※フロー内のいじめの防止等対策委員会とは、校長、副校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。事案調査班、事案対応班は委員会メンバー以外も含め、適宜任命する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分検討協議し慎重に対応することが必要である。

※「いじめが解消している」とは、いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安に止んでおり、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされている状態であることを認識する。また、その状態に至っても再発する可能性を考慮し、日常的な観察を継続する。

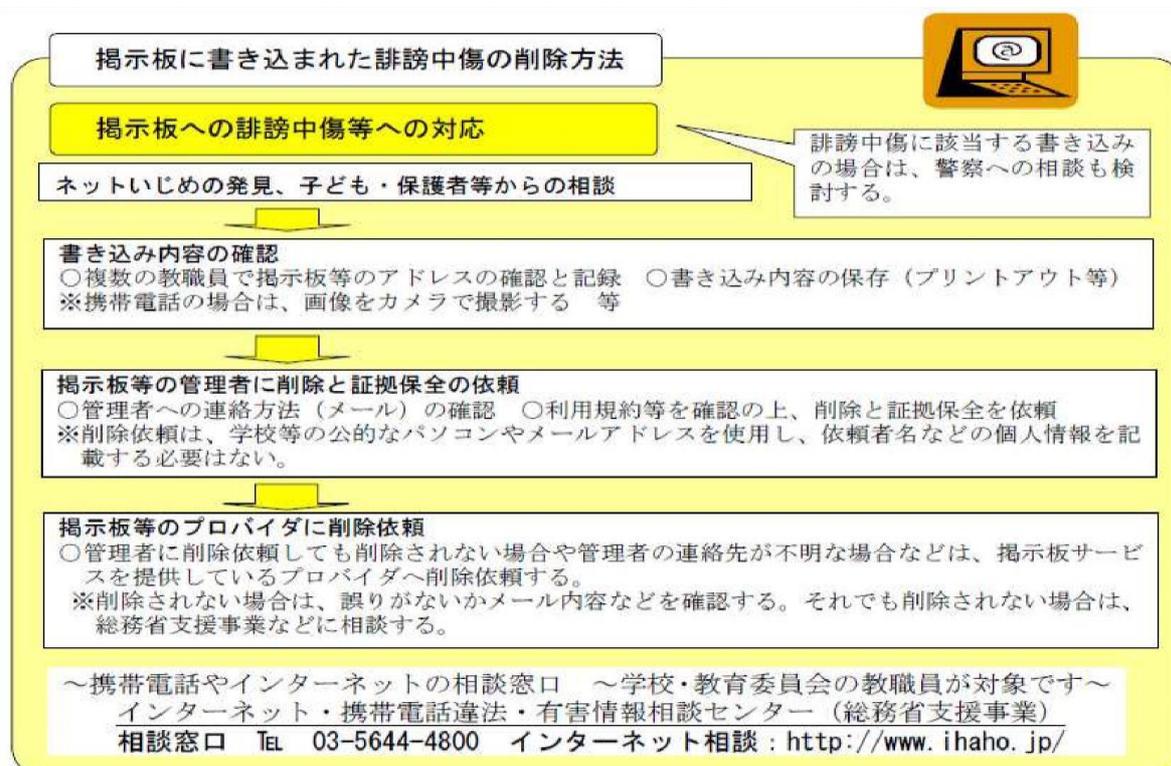
※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大事態が発生した場合は、速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。

※事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。

※事案によっては、マスコミ対応も考えられる。窓口は校長、副校長とし、誠実な対応に努める。

(3) SNSを介したいじめ発生時の初期対応

SNSにおける誹謗・中傷の書き込みによる被害があった場合、いじめ発生時の初期対応に合わせて、被害拡大を防ぐために書き込みの削除と証拠保全の依頼を迅速に行う必要がある。



7 出席停止・転学退学措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめの防止等対策委員会と生徒課が連携し出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

【参考】

学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

学校教育法施行規則第 26 条

校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。

③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第十七条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。）、義務教育学校又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

④ 第二項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。